

第24回教育委員会

開会日時 令和4年 12月 6日(火) 午前 10時00分
閉会日時 午前 10時57分
開会場所 教育委員会室

出席者

教 育 長	中 川 修 一
委 員	高 野 佐紀子
委 員	青 木 義 男
委 員	長 沼 豊
委 員	野 田 義 博

出席事務局職員

事務局次長	水 野 博 史	地域教育力担当部長	湯 本 隆
教育総務課長	諸 橋 達 昭	指 導 室 長	氣 田 眞由美
新しい学校づくり課長	渡 辺 五 樹	学校配置調整担当課長	早 川 和 宏
生涯学習課長	太 田 弘 晃	地域教育力推進課長	河 野 雅 彦
教育支援センター所長	阿 部 雄 司	中央図書館長	松 崎 英 司

署名委員

教育長

委 員

午前 10時 00分 開会

教 育 長 本日は4名の委員の出席を得ましたので、委員会は成立しております。
それでは、ただいまから令和4年第24回の教育委員会を開催いたします。
本日の会議に出席する職員は、水野次長、湯本地域教育力担当部長、諸橋教育総務課長、氣田指導室長、渡辺新しい学校づくり課長、早川学校配置調整担当課長、太田生涯学習課長、河野地域教育力推進課長、阿部教育支援センター所長、松崎中央図書館長、以上10名でございます。
本日の議事録署名委員は、会議規則第29条により青木委員にお願いいたします。
本日の委員会は2名から傍聴申し出がなされており、会議規則第30条により許可しましたので、お知らせいたします。
初めに、非公開による審議とする案件の確認をいたします。
臨時代理（1）意見の聴取については、令和4年第4回区議会定例会報告（3）令和5年度あいキッズ運営委託法人の選定結果については、1月の文教児童委員会、報告（4）板橋区スマートスクールプロジェクトの更新については、2月の文教児童委員会で審議を予定している案件のため、非公開による審議とし、議事進行の都合上、委員会の最後に処理することにご異議ございませんか。

（異議なし）

教 育 長 それでは、そのように処理いたします。

○議事

日程第一 議案第32号 東京都板橋区教育委員会会議規則の一部を改正する規則

（教育総務課）

日程第二 議案第33号 板橋区教育委員会オンライン出席取扱基準の一部改正
（教育総務課）

教 育 長 それでは、議事に入ります。日程第一 議案第32号「東京都板橋区教育委員会会議規則の一部を改正する規則」、日程第二 議案第33号「板橋区教育委員会オンライン出席取扱基準の一部改正」について、一括して、次長と教育総務課長から説明願います。

次 長 よろしく願いいたします。

まず、議案第32号「東京都板橋区教育委員会会議規則の一部を改正する規則」につきまして、また、議案第33号「板橋区教育委員会オンライン出席取扱基準の一部改正」について、議案を提出いたします。

提出者は、中川修一教育長でございます。

こちらにつきましては、近年の教育委員会のオンラインでの出席に関しまして、通信状況の悪化などによりまして最後の段階で定数を満たさなくなった場合等の

取扱いに関する規定整備を行うものでございます。

詳細につきましては、教育総務課長からご説明させていただきます。

教育総務課長

よろしくお願いいいたします。

それでは、2つの規則の改正につきまして説明します。

初めに、意図するところをお話ししてしまいたいと思います。それを受けてこの2つの改正ということになります。

近年、オンライン出席が行われるようになりまして、その際に、万一、電波が途切れて、以後、途中でオンライン出席の方が会議に出席できなかったときに、その当日、会議によって取り扱われた議題、議事が、どこまでが有効で、どこまでが有効でないというところが、現行規則で適用しようとするすと、若干、疑義の出る可能性がありました。

そのため、会議にオンライン出席されている状態で、途中、電波の調子が悪くなり、オンライン出席の方が、それ以降、会議に出席できなくなったときには、それまで出席をされていて議決を受けたものにつきましては有効に成立するということを実施したく、今回、2つの規則を改正するというものでございます。

1つ目は、議案第32号「板橋区教育委員会会議規則の一部を改正する規則」で、こちらは4条の次に4条の第2項を加える改正でございます。

新たに、第2項として「会議の途中で、会議の定足数を満たさなくなったときは、教育長は閉会を宣告する」、これを新たに加えさせていただきます。

もう1点、議案第33号「板橋区教育委員会オンライン出席取扱基準」につきましての一部改正は、4条を次のように改めます。

新たな第4条、「会議の途中でオンライン出席している委員の通信が途絶え、復旧できない場合は、通信が途絶えたときに行われていた議事以後、当該委員は当該会議を欠席したものとする」。

これらを併せて改正をした結果、冒頭申し上げましたオンライン途中で電波が途絶え、当該委員の方が、以後、会議に参加できなくなったときには、それまで出席して議決を経た当日の案につきましては有効に成立するという状態を作り出すものになります。

説明は以上になります。

教 育 長

ありがとうございます。板橋区教育委員会の場合、過半数である3名の出席を得ることで委員会は成立するということが前提でありますよね。

教育総務課長

はい。

教 育 長

分かりました。

それでは、質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

(なし)

教 育 長 それでは、お諮りします。日程第一 議案第 3 2 号及び日程第二 議案第 3 3 号については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 それでは、そのように決定いたします。

○臨時代理

2. 幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則ほか 2 件の決定について

(総 - 4 ・教育総務課)

教 育 長 それでは、臨時代理の議題に移ります。臨時代理 2 「幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則ほか 2 件の決定について」、教育総務課長から報告願います。

教育総務課長 それでは、説明させていただきます。

先だって、人事院勧告の報告をさせていただきました。勧告によりまして、職員の勤勉手当や、また、その支払方法等に変化が生じることとなりますが、それを具現化するために規則改正を行うものでございます。

今回、3 つの規則を改正いたします。

まず、1 つ目です。幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則。こちらにつきましては、新旧対照表をご覧になっていただきたいと思いますのですが、こちらにありますように、第 2 条及び第 1 4 条を改正いたします。

内容として、我々の給与支払いの細かなことになってしまうのですが、いわゆる期末勤勉手当、ボーナスと言われるものなのですが、こちら、これまでは 6 月期と 1 2 月期と 3 月期に、3 回に分けて支払われておりました。

これを、今回の人事院勧告では、3 月期を廃止して、6 月と 1 2 月の年 2 回で支払うという勧告が出ておりましたので、それに対応するために、3 月期の支払いをなくすということでの改正になります。それが 1 つ目になります。

ただし、今年度につきまして、年明けの 3 月の支払いにつきましては従来どおり支払いがございまして、来年度からの改正ということになりますので、正確には、来年度ですので、再来年の 3 月から 3 月期の特別給というものがなくなるというものが内容になります。これが幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の改正の流れでございます。

もう 1 点といたしますか、残り 2 点と同じ幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則になります。

こちらも少々事務的になるのですが、今回、勤勉手当が増額という勧告がありました。これにつきましての増額の方法なのですが、まず、今年度につきましては、この 1 2 月期の勤勉手当で 1 年分の増額分を受け取るという形で、支給額の

月数改正行われます。

来年度以降につきましては、これを6月と12月期の支払いで平準化するということとなりますので、来年度の支払い月数は、また少し、今年度と変わります。

今年度が特殊で来年度以降が正規といいますか、平準化された正しい数字になります。この2段階の改正を行わなければならない、また、その施行日が変わる関係で、同じ規則を2段階でいじるという形になっております。

まず、1つ目の、1回目の幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部改正ということで、こちらは12月1日施行の部分になります。こちらにつきましては、今年度の増額分につきまして、一般の職員、管理職、再任用につきまして、それぞれ人事院勧告で出ました年間の増額分を支給するために、月数、支給割合を改定するという改正になります。

3つ目の、もう一度、勤勉手当に関する規則の一部改正をするものですが、こちらは令和5年4月1日からの施行ということで、こちらは令和5年度につきまして平準化した支給月数分の改正を入れるというもので、これによりまして6月と12月の勤勉手当は同率で支給されるというふうになりまして、これが令和6年度以降も勧告が行われない限りはという形になります。

雑駁ですが、3つの規則は以上で説明を終わります。

教 育 長 ありがとうございます。質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。
 よろしいでしょうか。

(はい)

教 育 長 それでは、よろしく願いいたします。

○報告事項

1. 榛名林間学園及び八ヶ岳荘の食事料金改定について

(生－1・生涯学習課)

教 育 長 それでは、報告事項を聴取いたします。報告1「榛名林間学園及び八ヶ岳荘の食事料金改定について」、生涯学習課長から報告願います。

生涯学習課長 よろしく願いいたします。

「生－1」、「榛名林間学園及び八ヶ岳荘の食事料金改定について」をご覧ください。

社会的な物価上昇によりまして、榛名林間学園及び八ヶ岳荘におきまして提供しております食事の仕入れ価格の方が大幅に上昇しておりまして、令和5年度より食事料金の方を改定させていただきたいというような内容でございます。

1番の経緯でございます。

食材の仕入れ価格高騰に対しては、これまでも使用する食材の切り替えや指定管理者の企業努力によりまして対応してきたところでございますが、昨今の物価

上昇につきましては、資源価格の上昇ですとか、為替の関係によりまして、これまでにない多くの品目になっております。企業努力の方で対応できる範疇を超えているというような状況でございます。

このため、両施設を運営する指定管理者から申し出の方がございまして、令和5年度より食事料金の改定について協議を重ねた結果、社会的な背景からやむを得ない状況ということを判断いたしまして、金額の方の申し入れを受けるといったような形になったところでございます。

2番の改定料金でございます。

改定金額の根拠につきましては、令和3年度と令和4年度の食材の仕入れ価格比較ですとか、今後の食品メーカーの価格動向予想等から調整したところでございます。

(1)で榛名林間学園の方を記載させていただいております、一般・青健用と移動教室という形で書かせていただいております。

(2)の八ヶ岳荘につきましては、通常メニューといった形で、一般、移動教室、青健等団体といったところで記載の方をさせていただいているところでございます。

次のページをご覧いただきたいと思っております。

3番の改定日でございます。

令和5年4月1日から、周知につきましては、令和5年4月の施設予約に合わせて、令和4年12月中旬から行いたいというふうに思っているところでございます。

4の参考でございます。

主要食材の価格の状況、上昇率等を記載させていただいております。

その後、食品メーカーの値上げ要因、今後の見通しといったところを記載させていただいているところでございます。

雑駁ですが、説明は以上でございます。

教 育 長 ありがとうございます。質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。
よろしいでしょうか。

(はい)

教 育 長 ますます値上がりが多くなっていくというところで、大変でしょうが、よろしくお願ひしたいと思っております。

○報告事項

2. 「令和4年度家庭教育学級」の実施について

(地-1・地域教育力推進課)

教 育 長 では、続いて、報告2「令和4年度家庭教育学級」の実施について、地域教育力推進課長から報告願ひます。

よろしくお願ひいたします。

では、「地-1」の資料に基づきまして、ご説明をさせていただきたいと思ひます。

1 ページ目でございますが、家庭教育学級につきましては、家庭における教育力の向上や、人間性豊かな子どもの育成を視点に実施をしているものでございます。

今年度も機会や参加者を限定することなく、恒常的に情報発信を行うため、オンラインを活用した方法により実施するものでございます。

3 の実施方法でございますが、講義の動画、全4本になってございまして、全体で2時間前後になります。これを区ホームページ内の「チャンネルいたばし」(Y o u T u b e)に掲載いたしまして行う形となっております。

4 の講師には、一般社団法人共生と共育ネットワークの木村尚文様をお迎えして、5 の「生きる力」を育む親子のコミュニケーションをテーマとしたものとなっております。

8 の掲載期間は、令和4年12月17日から1年間。

9 の周知方法につきましては、区立小中学校の児童・生徒の保護者にお知らせ配信システムによる周知を行う他、区ホームページや各区立小中学校宛にも周知を行う予定でございます。

戻りまして、6 の講演の内容でございますが、第1部は変化・多様化する社会で必要とされる「生きる力」、第2部は子どものありのままを認め「自己肯定感」を高める、第3部は「思春期」の特徴から留意したい幼少期からのコミュニケーション、第4部は「Iメッセージ」が主体的に考えチャレンジする子どもを育む、となっております。

2 ページにお移りいただきますと、講演の要旨をご案内させていただいております。

枠内の部分が講演の要旨になります。

1 の第1部では、今、子どもたちに、主体的に考え、やり遂げる「生きる力」が求められている中で、社会の変化もあり、子どもへの関わり方に不安を持つ親もおられます。

例えば、今はA I の台頭で将来なくなる職業があると言われていた時代であります。今の子どもたちが見る将来は親がかつて見た将来とは違ったものとなっております。こうしたギャップがある中で、子どもの将来にどう関わっていくか、親として不安を抱かれることもあること、そうした背景も踏まえながら、子どもの主体性を育むコミュニケーションについて考えようというものでございます。

第2部は、子どもの主体性を育むには、親の前向きな寄り添いが大切な中で、親として自分の枠で子どもを当てはめていませんか、普通ではないと捉えるのではなく、多様と捉えてみましょう。子どもの気持ちに共感して受容する、自己肯定感を高めるコミュニケーションについて考えようというものでございます。

3 番の第3部は、思春期の子どもの特徴を理解し、親から見えない子どもの本

音を引き出しましょう。分かってもらえない、言っても無駄とってしまう閉ざされた質問ではなく、子どもが受け入れられていると感じる開かれた質問など、コミュニケーションについて考えようというものでございます。

最後に、第4部、「Iメッセージ」。「私」を主語とした親の想いや考えの伝え方。自分の感じ方や考えを伝える、行動の判断は子どもに任せる。結論を急がせずに、子どもが考えたいくなるIメッセージについて考えるものでございます。

全編を通して、子どもたちの生きる力につながるコミュニケーションについて考えてもらいたいというものです。

最後に、3ページ目と4ページ目にはチラシを添付してございますので、参考になさっていただければと思います。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

教 育 長 ありがとうございます。質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

高 野 委 員 家庭教育学級をオンラインで開催するようになり、実際にどのぐらいの方が視聴したのか教えてください。

また、視聴された方がどのような感想をもたれたのかなど、昨年度開催した後の振り返りのようなことは、今回にどう生かされているかを教えてください。

地域教育力推進課長 今、視聴者数のデータは手元に持っていないのですが、昨年度に行いました振り返りの中で、ご覧いただいた方々から様々なご意見をいただいております。一端といたしましては、子どもたちは学校で学びという生活がありますので、それを踏まえた中で、家庭としてどういうふうにも関わっていくかというような保護者の皆様のお悩み、お考えというものが非常にあったということが1つございます。

今回は、こうした面も含めまして、子どもの学校での学びということ踏まえ、講師の方に内容を構成していただいたというようなところになっています。

また、全体としては1時間程度ということなので、保護者の皆様はご家庭の中で見ていただくということで、その辺の便宜性ということで、今回、4本に分けて、1本ずつ見られるようにしていただいたので、家事の合間ですとか、生活の中でより集中して見ていただけるようなというところ、今回は行わせていただいたところでございます。

全般としては、今回のテーマもそうですが、保護者がお子さんの教育であるとか、そのようなことで色々な悩みを抱えていらっしゃるという、そのようなところがアンケート等の中でも垣間見ることができましたので、今回は、講師の方には、特にそういう保護者に寄り添うという観点から、内容を構成していただくということで、今回、講演に至ったということです。

教 育 長 家庭教育学級はとてもよい試みだと思うのですが、要は一斉にぼんと保護者に投げて終わってしまうというのはとてももったいないなど。実はある方から、保

護者会がこのコロナでなくなったことによって、保護者同士のコミュニケーションを取る場所がないということをお話を耳にしたことがございます。

そういう意味では、今後、このコロナによってどう変わるか分からないのですが、保護者会等で、例えば4つあって、15分、16分、17分、17分とあるのですが、例えば最初の生きる力15分を見ながら、それについて集まった方が熟議をすとか、オンラインでも会議に参加できて、そこに加わるみたいな、そのような工夫を各学校でもらえるように、少し投げかけていくということもあっていいのかな。

私は、よく「伝える」という言葉ではなくて、「伝わる」ということを大事にしていこうということをお話しさせていただいているのですが、「教育委員会事務局がこういう企画をやっています。どうぞ」とやっているだけでは、なかなか学校現場との距離感が近づかない。

学校現場にこの家庭教育学級について熱い思いを持ってもらうという意味では、そういう学校での保護者会等での活用なども非常に有効ではないかと、15分ぐらいが適当な時間なのかなというふうに思いますので、ぜひ、素晴らしい企画で、各家庭で見ることできるし、学校でも同じテーマを共通にして熟議ができるのではないかと思いますので、その辺りの工夫をぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

地域教育力推進課長 家庭の中だけでなく、そうした学校現場の中でも、こうした取り組みが広がるように、また、改めて小中学校の校長先生たちに、ご相談というか、投げかけをさせていただきたいと思っております。ありがとうございます。

教 育 長 そのほか、いかがでしょうか。よろしいですか。

(はい)

教 育 長 では、次にまいります。次に、教育委員会次第にはございませんが、追加報告事項はありますでしょうか。

(なし)

教 育 長 それでは、先ほど申し上げましたように、臨時代理（1）、報告（3）及び報告（4）については、非公開として聴取いたします。

なお、この議案をもって本日の教育委員会は閉会いたしますので、傍聴人の方はお退席願ひます。ありがとうございました。

(傍聴人 退席)

○臨時代理

1. 意見の聴取について

(総-3・教育総務課)

教 育 長 では、続いて、臨時代理1「意見の聴取について」、教育総務課長から報告願います。

教育総務課長 それでは、ご説明します。

意見の聴取について、臨時代理を行いましたことをご報告いたします。

意見聴取のあった案件は4つございます。

1つは、東京都板橋区長及び副区長の給料等に関する条例及び東京都板橋区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例、2つ目が、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、3つ目が、職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例、4つ目が、幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。

このうち、3番の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例につきましてだけ他の3つと違いまして、他の3つは、先ほど申し上げました人事院勧告関係で条例改正を行うものでございます。3番につきましては、それとはまた別の話として、必要があるために改正をするというものでございます。

初めに、1番の東京都板橋区長及び副区長の給料等に関する条例及び東京都板橋区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の中身でございますが、こちらは、区長、副区長、区議議員につきましても、人事院勧告で出ました勤勉手当の上昇額相当の改正を加えるということで、こちらにつきましては、期末手当ではございますが、そちらに増額分を乗せて改正を入れるというものでございます。

2つ目の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましては、人事院勧告のうち、3月期に支払うことを来年度以降やめるということの改正を会計年度任用職員にも適用するために改正を入れるというものでございます。

4つ目の幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、先ほどの規則と同等の増額分、人事院勧告で出た増額分を今年度の12月の手当で支払うこと、さらに来年度以降はその増額分を6月と12月に平準化すること、また、3月期の支払いをやめること、これら一連のことにつきまして、条例部分で該当する部分がございます。そこについて改正を入れるというものでございます。

残りました3の職員の退職手当に関する条例の改正の中身でございますが、こちらにつきましては、細くなるのですが、退職手当を算出する際に、フルタイム会計年度任用職員に関する話でございます。

ちなみに板橋区には、今、フルタイム任用職員、会計年度任用職員という方は存在しませんので、あくまで事務上、規定上、23区共通で整備するというものでございます。

現在、フルタイムの会計年度任用職員に関して、退職手当を支給しようとする

ときに、幾つか条件がございます。その中に、常時、勤務を要する職員について、定められている勤務時間以上勤務した日が18日以上というようなことがございますが、かなり特殊な状態のときを見ていったときに、この条件をクリアできずに退職手当に不利益が生じるというような特殊な状態がございました。

そのような状態を是正するという課題がこれまでありまして、今回、その部分について改正を入れることで、フルタイム会計年度任用職員等に係る退職手当の支給要件を緩和するということが1つ大きな改正内容になります。

もう1点なのですが、これは、逆に、不利益になってしまう部分があるのですが、必要な改正のために入れるものですが、高齢者部分休業及び自己啓発等休業した期間を休職復帰等に追加するというので、これを追加されると退職手当を算出する除算期間に加えられてしまいまして、若干ですが、退職手当が減ってしまいます。

ただ、これら一連の改正は、国家公務員でも同じように支給要件の取扱いを改正しているということを踏まえて、これに倣って、地方公務員である特別区についても条件をそろえなければならないということから、今回、改正を入れるというものでございます。

複雑な話になりますが、以上の改正を職員に関する条例につきまして、改正をするということでございます。

以上、人事院勧告に絡んで3つの条例、その他で1条例の意見聴取がありましたので、こちらを臨時代理によりまして、同意して議会に諮られているという状態でございます。

説明は以上でございます。

教 育 長 ありがとうございます。質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。
よろしいでしょうか。

(はい)

○報告事項

3. 令和5年度あいキッズ運営委託法人の選定結果について

(地-2・地域教育力推進課)

教 育 長 それでは、続いて、報告3「令和5年度あいキッズ運営委託法人の選定結果について」、地域教育力推進課長から報告願います。

地域教育力推進課長 それでは、よろしくお願いたします。

資料「地-2」でございます。

令和5年度あいキッズ運営委託法人の選定結果について、ご報告をさせていただきます。

あいキッズにつきましては、板橋区におきましては、放課後子ども教室事業と従前の学童クラブ事業を一体型として、あいキッズを平成21年度からスタート

させまして、平成27年度からは、区内全51小学校で実施してまいりました。

これにつきましては、民間事業者の知識や経験を生かした柔軟性ある事業の運営を図るため、全てのあいキッズにおきまして運営を委託してございます。

本年度につきましては、記載の17校を対象に、プロポーザル方式で公募を実施いたしまして、事業者を選定したものでございます。

選定に当たりましては、あいキッズ事業運営委託法人選定委員会におきまして、企画書の書類審査、また、プレゼンテーションによる審査を行いまして、下記のとおり、提案採用者を決定したものでございます。

1では、今回、選定の対象となりましたあいキッズ、公募法人数、運営委託候補法人をお示ししてございます。

応募数につきましては、1者応募のあいキッズが10校、2者応募が7校となっております。

15番の徳丸小学校は1者のみ運営委託法人が変更となりまして、それ以外は従前の運営委託法人となっております。

2は、選定委員の構成となっております。

2ページ目をご覧くださいと、3では、選定経過と審査結果でございます。

(1)の公募期間につきましては、令和4年7月30日～9月12日まで。

なお、当初の公募期間終了後に、応募法人が1者以下だったあいキッズ10校につきましては、公募期間を9月26日まで延長したところでございます。

(2)の第一次審査（書類審査）につきましては、9月27日～10月7日まで実施となっております。

(3)の第二次審査（プレゼンテーション審査）につきましては、運営委託法人によるプレゼンテーション、責任者予定者によるあいキッズコンセプトのプレゼンテーション、これを事前に動画視聴していただきまして、対面による質疑応答による審査を実施したものでございます。

第二次審査の日程は表のとおりとなっております。

4の今後の予定でございます。

運営委託法人が変更となるあいキッズにつきましては、保護者説明会を年明け1月中旬ごろに実施いたしまして、引継ぎ研修を令和5年1月中旬～3月までに実施いたしまして、円滑な運営に当たってまいりたいと思います。

最後に、3ページ目をご覧くださいと思います。

3ページ目以降は、各あいキッズごとの集計結果をお示ししてございます。

審査項目につきましては、こちらの表の15項目でございます。

主なところといたしましては、1の子どもとの関わり、2の保護者との関わり、4では職員体制、5で研修計画、7で魅力あるプログラムや独自性のある取り組みの企画力、8で地域との連携、9で学校との連携及び学習支援となっております。

審査項目の重要度を踏まえまして、採点を2倍、または3倍に設定している項目がございます。

委員1人当たりの満点は1,050点となっております、これに保護者加

算点が、保護者委員1名当たり10点、2名で20点加算いたしまして、委員採点・保護者加算点の満点は1,070点となっております。

この1,070点の6割が最低基準点となっております。最終審査では、この最低基準点を越えたものが第一次審査の通過となるものでございまして、全事業者が第一次審査通過となっております。

委員採点・保護者加算点に加えまして、応募法人基礎採点ということで、5項目、提案金額の1の妥当性、2の受託実績など、こちらの応募法人の基礎採点の満点が120点となっております。先ほどの委員採点・保護者加算点の満点170点と合わせまして、1,190点が全体の満点となっております。

時間に限りがございますので、個別の集計結果の説明は割愛させていただきますが、全体の集計結果で、全体評価といたしましては、得点率で84%から67.4%までの範囲となっております。平均では77.4%の得点率となっております。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

教 育 長 ありがとうございます。

そうしますと、徳丸小学校が変わったということで、あとは今までどおりですね。

質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

高 野 委 員 委員の評価の方法についてはよく分かりました。

こちらの応募法人の基礎採点の5番のプライバシーマーク取得の有無というところがあるのですが、これを見ていったところ、これを取得している法人というのが、すごく少ないんですね。

しかし、プライバシーマークの有無というのがこの基礎採点の中に入っているということは、板橋区としては、このプライバシーマークの取得を推奨しているということでしょうか。

個人情報については、委員の方たちの配点の中にあつたので問題ないとは思いますが、これが基礎採点の元になっているところと、それから、板橋区が法人に求める姿勢ということについて、今回、選定された法人の中で2者だけで、ほかのところは取得していない状態なので、もしこれを最低の基準に入れるのであれば、もっと推奨していくのかというところを伺いたいと思います。

地域教育力推進課長 ありがとうございます。

プライバシーマークにつきましては、法人による管理運営、事業や施設運営の上では非常に基盤となる1つの取り組みでありますので、そういう意味では、板橋区、私どもとしても、1つ推奨の要素と考えているところではございます。

その一方で、必ずしも必須というところではないのですが、いわゆる事業者の皆様にも求めたい要素の1つといたしまして、おっしゃっていただきました今回、この取得をされた事業者が少ないという状況がございます。そういう現状も見な

がら、どの程度、お求めするのかということについては、例えばこの配点の点数の見直しというか、配点でありますとか、そのような点につきましては、毎年、この基準内容については見直しを行っておりますので、今年度の振り返りとして、来年度、こうしたプライバシーマークの取得状況なども踏まえながら、その項目についてどのように考えていくのかということを経年でも改めて、再検証したいと思っています。

教 育 長 そもそもプライバシーマークというのは、これは個人情報か何かに関することということですね。

地域教育力推進課長 そうです。その延長ということで、そうしたところが法人全体としてきちんとした運営体制であるとか、管理体制というところの中で事業が行われているかということ客観的に認証するというような枠組みですので、そういう意味では、より個人情報を含め、そういう安心・安全な運営を担保するということですが、そうした事業者さんの認証状況といえましょうか、そのようなものも、よく私どもも見極めてまいりたいと思います。

教 育 長 そのほか、いかがでしょうか。

野 田 委 員 ありがとうございます。今回、応募された事業者さんが1者のところが多いのですが、なかなか運営委託候補として応募される会社というのは、母体としては少ないのでしょうか。

地域教育力推進課長 事業者さんとは、公募に当たりまして、やり取りを、お話をさせていただいたりしました。

1つは、あいキッズについては50校ありますので、基本的には5年に1回の再選定ということで、1年当たり10校の選定という形に大きくならしていきたいと思っておりますが、今回は17校という非常に多くの学校でした。

1つは、事業者さんたちとしても、校数が多かったので、なかなか逆に手を挙げにくいというところがありました。

これは、事業者さんとのやり取りの中で、今、非常に子どもの人口の変動等もある中で、少子化と言われている中で、各法人さんも、例えば新しい施設の募集であるとか、そのようなことについては非常に多くの関心を持っておられるというところは聞いてございますが、今年度については、応募も、お問合せもいただきましたのですが、1者応募というのがかなりの数に上ったということがございますが、複数の選択肢の中で選定ができるということも非常に1つのメリットだと思いますので、そうした点を踏まえながら、また、民間の事業者の方のそのような状況も見ながら、今後も選定の際の応募条件の設定については、工夫をしながら取り組んでまいります。

野田委員 ありがとうございます。

教育長 よろしいですか。その他、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(はい)

○報告事項

4. 板橋区スマートスクールプロジェクトの更新について

(支-1・教育支援センター)

教育長 それでは、報告4に移ります。「板橋区スマートスクールプロジェクトの更新について」、教育支援センター所長から報告願います。

教育支援センター所長 ご報告いたします。「支-1」をご覧いただきたいと思います。

板橋区スマートスクールプロジェクトの更新について、ご説明をいたします。

この板橋区スマートスクールプロジェクトにつきましては、板橋区立学校教育ICT活用指針ということで、教育のICT化、それからGIGAスクール構想の推進に伴いまして、令和2年12月に策定したものでございます。

昨年度、令和3年度の更新に引き続きまして、2回目の更新作業に取り組んでおりまして、その案の報告でございます。

主な変更点でございますが、1ページの2に記載してございますとおり、まずは全体的な構成の内容を「時系列」から「対象毎」に変更することで、対象ごとの施策の現況や課題、今後の見通しを捉えやすくなるよう整理をいたしました。

次に、3、主な更新内容でございますが、(1)に記載してありますとおり、GIGAスクール構想の取り組みが全国的に行われたことによりまして、現在の状況が学校においてスタンダードになったことから、これまでの対応や経緯を省略いたしました。

また、(2)に記載してございますとおり、GIGAスクール構想のその後について追加いたしました。

従来の指針に記載のなかった部分、また、特徴的な部分について、少しご紹介をしたいと思います。

まずは、20/96ページをご覧いただきたいと思います。

上段の6でございます。

図書館の取り組みについては、最近の新たな取組というところで、電子書籍の貸し出しサービス、音楽配信サービス等の学びや読書の機会の拡充に関する取り組みに対して記載をいたしました。

7、家庭向け連絡手段について、また、8、欠席・遅刻連絡については、教育委員会が取り組んできた学校・保護者間の連絡手段のデジタル化の取り組みについてまとめてございます。

次ページにお移りいただきまして、9、不登校への対応についてということで、フレンドセンターやあいキッズ等、教室以外での端末活用の取り組みについてお

示してございます。

最後、10の、次ページに行きまして、(2)でございますが、今年度からの新たな取り組みとして、特別支援学級に特化したICT活用推進ということで、専門的な知識のあるICT支援員の重点派遣を行っておりまして、その際の授業実践事例を掲載してございます。

次に、29/96ページにお移りいただきたいと思います。

6、情報周知についてでございます。

教育支援センターでは、ICT支援員が学校を訪問する中で収集した情報やICT機器の活用に関する有益な情報を紹介する「GIGAスクール通信」というものを月に1回発行してございます。こちらの中で授業等での活用方法の提案を行っておりまして、その取り組みに関して紹介をしているものでございます。

次に、40/96ページにお移りいただきたいと思います。

3、各種ICT機器等の更新時期についてでございます。

各機器やシステムの更新のタイミング等をお示ししたものでございますが、社会全体の大きな動きとしては、下から2つ目の学習者用デジタル教科書でございます。

令和6年度に小学校、令和7年度には中学校の導入の見通しという動きがございますが、それ以外につきましても、いずれも学校現場への大きな影響と大きな結果を伴うものでございますので、今後の状況を注視してまいります。

最後に、80/96ページでございます。

第8部、アフターGIGA、ネクストGIGAについてということで、中段の1、想定される課題については、教員のリテラシー不足、情報セキュリティの強化、それから更新費用の3点を課題として掲げてございます。

それらへの対応ということで、次ページにわたりまして、想定する取り組みということで、デジタル教科書やCBTといった新たなツールの活用、また、ツールの活用によって蓄積される教育データも活用した学習効果の向上、そのための教員向けICT研修のさらなる充実を図っていくということについて記載しております。

それから教育ICTに関することは、国ですとか、東京都、様々な動きが出てございます。

私どもといたしましては、こうした情報を漏らさず捉え、機器や環境の安定的な運用と、それらの活用、また、財源の確保について適切に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

報告は以上でございます。よろしくお願いたします。

教 育 長 ありがとうございます。質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

青 木 委 員 中身も見せていただいて、更新内容も非常に理想的でよろしいと思っております。

これを実質化していく上で幾つか気になることがあったので、状況がどうかと

いうのを、ICT支援員の方からお話等が出ているかどうかなのですが、1つは個人情報漏えいの話が1つございます。

これは、実は私も、大学、附属高校でもいまだに時折起こるのですが、今はもうクラウドを使うようになったので、恐らくそういうことは少ないと思うのですが、利用済メモリ等の持ち出し、あるいはメール、いわゆる様々な状況で教員の方が、生徒さのですとか、あるいは関係者の方にメール等を送信するときに、いわゆる、よくあるのが、全部CCに入れてしまって、ここに書いてあるわけですが、メールという個人情報を漏えいするような形で、もうこれらは、現在は、一定の数、そのような個人情報を漏えいしていると国の個人情報保護委員会に報告義務があるというような形で、私どもも関係の中からそのようなものが出てきたものに対応している状況がございます。

これから、いわゆる小学校、中学校の中で、現在、どういう形で行われているかというのは、ICT支援員の方でも十分ケアができていいのかといったところが1つ心配になっているということがありますので、この辺の状況をお聞かせ願いたいのと、もう1点は、将来的にといった形で色々出てきている情報教育の中で、中学校等に、いわゆる統計の部分という単元が非常に多く出てきております。

この中には、従来、高校の数学でも単元に入っていない統計の部分とかで、いわゆる重回帰分析とか、回帰分析等、いわゆる経済なんかでも必要な統計や、それらを使った分析の部分、このようなものが、いわゆる高校までの中で、実は数学の中でも取り去っている。

具体的に言うと、線形代数とかといったようなものが、行列計算ですね、これも高校の数学の教科書から抜けているというようなことで、心配なのは、生徒さんより、むしろ教員の方たち、特に若手の教員の方たちが、そのようなものを身につけずに教員になっているという状況で、この情報の中で、例えば中学の教員で統計をきちんと教えられる人がいるのかどうかというのが、現場サイドで心配になってきているという状況がございます。

具体的に、我々、教職課程でもそういう声が聞こえてきているので、この辺はどのように実質化していくかというプランがあればお聞かせ願いたいです。どうぞよろしくお願いします。

教 育 長 ありがとうございます。まず、個人情報の件はいかがでしょうかね。

教育支援センター所長 ありがとうございます。まず、個人情報のところですが、必ずしもICT支援員に係る話やGIGAスクール構想に係るところだけではなくて、色々な、校務支援システムですとか、色々な情報、システムを取り扱っている中で、支援員というよりも、教育支援センターがきちんとグリップしていかなければならない課題だというふうに考えてございます。

今回、改定させていただくスマートスクールプロジェクトの中の、33/96ページの上段でございますが、3、学校情報セキュリティーというもので、内容は薄いのですが、こちらを私どもできちんと取り組んでおりまして、きちんと基

本方針と対策基準を実施手順ということで、きちんと、こちら、適時、色々な課題が浮かび上がるごとに見直しを立ててございます。

つい先だっても、こちらの見直しをいたしまして、学校情報セキュリティー監査というものがございまして、正直に申し上げて、今までなかなか適切に実施できていなかったところでもあります。こちら辺で、学校での個人情報の取扱いですとか、記録媒体の取扱いですとか、万が一、持ち出す際の取扱いですとか、これは厳格に定めをしつつ、それが適切に守られているかというところを、複数年かけて、全校を、教育支援センターの方で確認していくというような取扱いを改めて確認をいたしましたので、それを今後徹底してまいりたいというふうに考えてございます。

もう1点の情報教育、統計に関するところ、統計が非常に大事な教育の視点だということは認識しているのですが、まだ正直、そこまで、このスマートスクールプロジェクトの中も外も含めまして、なかなか本当に教えられる教員がいるのかというのは、まさに青木委員さんのおっしゃるとおりなのかなというふうに思っております。

そこを、どう教育委員会としてフォローできるのかというのは、そこは研修のやり方にかかってくるころなのかなというふうに思っておりますので、研修の担当等を含めまして、外部の力なんかもおかりしながら、そこらへんも、統計を教えられる教員を増やしていくというような取り組みも積極的に取り組んでいけるよう、また、スマートスクールプロジェクトの中にそのような視点も盛り込んでいければなというふうに思っております。

以上です。

青木委員 ありがとうございます。ぜひ、こういうところで、例えば大学の理系の先生とかの支援が役に立つようであれば、ぜひとも何かとお声かけいただければと思います。どうぞよろしく申し上げます。ありがとうございました。

教育長 ありがとうございます。その他、いかがでしょうか。
かなりボリュームがあるので、我々も含めて、現場の先生方がきちんと読むような、当たり前のことなのですが、意外と当たり前ではないので、その辺りが、今、せっかくなかなかいいお話が出ていますので、ぜひ、その辺の周知もよろしくお願ひしたいなと思います。よろしいでしょうか。

(はい)

教育長 何かございますか、それ以外に。よろしいですか。

(なし)

教育長 それでは、以上をもちまして、本日の教育委員会は閉会いたします。

ありがとうございました。

午前 10時 57分 閉会